

大阪公立大学陸上競技部規約

第一章 総則

第一条（名称）本部は大阪公立大学陸上競技部（以下、本競技部と称する）と称する。

第二条（位置）本競技部は大阪公立大学内に置く。

第三条（部員）本競技部の部員は大阪公立大学（以下、本学と称する）の学生に限る。

第四条（目的）本競技部は陸上競技の技能向上及び集団行動を通して協調性・責任感を育むことを目的とする。

第五条（所属）本競技部は関西陸上競技連盟に所属している。

第二章 機関

第六条（機関）本競技部に次の機関を置く。

1. 部員総会
2. 幹部会

第七条（総会構成）部員総会は本競技部の最高決議機関で、全構成員により構成される。

第八条（定期総会・臨時総会）部員総会は毎年1回定期的に開催する。また幹部がその必要性を認めた場合、臨時に開催する。

第九条（総会権限）

- ① 部員総会は次の事項を決議する。
 1. 第十三条4及び5に定める役員の選出、承認及び第十三条6から14に定める役員の承認。
 2. 年度予算の承認
 3. 規約の最終決定・改正案の承認
 4. その他、重要事項の審議決定
- ② ①に記した決議は部員総会出席者の過半数の賛成をもって可決とする。

第十条（幹部会構成）幹部会は総会の意志を代表する議決機関であり、第十三条4から14に定める役員によって構成される。

第十一条（定期幹部会・臨時幹部会）幹部会議は必要に応じて開催される。また幹部がその必要性を認めた場合にも臨時に開催される。

第十二条（幹部会権限）幹部会は次の事項を行う。

1. 総会の決議事項の処理執行
2. 賞罰に関すること
3. 本競技部に関わる行事の審議・執行
4. その他、本競技部に関する事業の審議・執行

第三章 役員

第十三条（役員）本競技部に次の各号に掲げる役員を置く。

1. 部長
2. 副部長
3. 監督
4. 主将
5. 副将
6. 代表
7. 副代表
8. 渉内主務
9. 渉外主務
10. 副務
11. 会計
12. 学連主務
13. パート長（各パート）
14. その他、必要な役員

第十四条（役員を選出）役員を選出は次の方法で行う。

1. 前条1から3は本学の定めるところによる。
2. 前条4及び5は部員を選出により決定される。
3. 前条6から12及び14は主将を含めた幹部学年の部員全員の会議により決定される。
4. 前条13は前年のパート長の指名により決定される。

第十五条（役員の任務）役員は次の任務を果たし、本競技部を運営するものとする。

1. 部長・副部長は本競技部を総括し本学を代表する。
2. 監督は本競技部全体の総括ならびに指導を行う。
3. 主将は部員を総括し本競技部を代表する。
4. 副将は主将を補佐し必要に応じて主将を代理する。
5. 代表は各キャンパスを統括しキャンパスを代表する。
6. 副代表は代表を補佐し必要に応じて代表を代理する。
7. 渉内主務は主に学内団体にかかわる一般事務を行う。
8. 渉外主務は主に学外団体及び大会業務にかかわる一般事務を行う。
9. 副務は渉内・渉外主務を補佐する。
10. 会計は本競技部における会計事務を行う。
11. 学連主務は関西学生陸上競技連盟との連携にかかわる一般事務を行う。
12. パート長は各パートを総括しパートを代表する。
13. その他、必要な役員はそれぞれ与えられた業務を行う。

第十六条（役員の任期）役員の任期は次の通り定める。

1. 第十三条 1 から 3 は本学の定めるところによる。
2. 第十三条 4 から 1 2 及び 1 4 は幹部学年の前年度の 1 2 月から 1 年と定める。
3. 第十三条 1 3 は幹部学年の前年度の関西学生陸上競技種目別選手権大会兼関西学生混成選手権大会を区切りとし、1 年と定める。ただし再任を妨げない。

第十七条（役員の解任）役員は次の各号のいずれかに該当するときは部員の 3 分の 2 以上の同意をもって、これを解任することができる。

1. 心身の故障により、職務の執行に堪えないと認められるとき。
2. 職務上の義務違反、その他役員にふさわしくない行為があると認められるとき。

第四章 入退部

第十八条（入部資格）本競技部に入部できる者は本競技部の理念及び目的を理解し本規約に同意できる者とする。

第十九条（入部許可）本競技部への入部を希望する者は入部届を提出する義務がある。主将による受理により入部が認められる。

第二十条（休部）部員が一定期間部活動を休止するときはその理由を明確に説明し主将の

承認を受けなければならない。

第二十一条（退部）部員が退部するときはその理由を明確に説明し主将の承認を受けなければならない。

第二十二条（再入部）一度退部した部員が再入部する際には本人の申請の後、幹部会でその可否を決定する。

第五章 行事

第二十三条（年間行事）

1. 新入生歓迎会
2. 納会
3. 卒業生追い出しコンパ
4. その他、必要な行事

第二十四条（全員参加）行事には部員全員が参加する。

第六章 練習

第二十五条（全員参加）全体練習には部員全員が参加する。日時及び場所は幹部役員及び各パート長の判断により決定する。

第二十六条（練習場所）通常の練習場所は本学杉本キャンパス及び中百舌鳥キャンパスの陸上競技場を利用する。各パート長またはその他の部員の判断により本学の陸上競技場以外の場所を利用することができる。

第七章 会計

第二十七条（経理）本競技部の経理は部費、臨時費、寄付、その他の収入によってこれに当たる。

第二十八条（会計年度）本競技部の会計年度は1月1日から同年12月31日までを1年と定める。

第二十九条（部費）本競技部は部費を徴収する。

1. 部費は半期6000円とする。但し1回生の前期は徴収しない。
2. 部費の徴収は本学の定める学年歴による前期及び後期の2回とする。

第三十条（臨時費）臨時費の額及び徴収方法については会計が決定し部員から徴収する。

第三十一条（部費の不還付）すでに納入した部費は理由の如何にかかわらず返還しない。

第三十二条（滞納）正当な理由なく部費及び臨時費は滞納してはならない。

第八章 賞罰

第三十三条（懲罰・警告）部員が次の行為を行った場合、幹部会で審議し適当な懲罰または警告を行う。

1. 本学ならびに本部の名誉棄損
2. 正当な理由のない長期欠席・遅刻
3. 正当な理由のない全体練習への不参加
4. 部費の長期滞納
5. 本規約に反する行為
6. その他、不都合な行為

第九章 雑則

第三十四条（改正） 本規約の改正は部員の過半数の同意をもって行うものとする。

附則

本規約は2022年4月1日より施行する。